

会 議 録

会議の名称	第34回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成29年 1月21日(土) 午後3時30分～5時40分	
開催場所	市役所第二庁舎801会議室	
出席者	五園連	萩原 佐和 委員 (くりのみ保育園) 石倉 秀一 委員 (わかたけ保育園) 内田 明美 委員 (小金井保育園) 長澤 麻紀 委員 (小金井保育園) 石澤 和絵 委員 (さくら保育園) 本間 義顕 委員 (さくら保育園) 大井 優子 委員 (けやき保育園) 角田 真理 委員 (けやき保育園)
	市	河野 律子 委員 (子ども家庭部長) 鈴木 遵矢 委員 (子ども家庭部保育課長) 菅野 佳高 委員 (子ども家庭部保育政策担当課長) 前島 美和 委員 (くりのみ保育園園長) 杉山 久子 委員 (わかたけ保育園園長) 小方 久美 委員 (小金井保育園園長) 福野 敬子 委員 (さくら保育園園長) 海野 仁子 委員 (けやき保育園園長)
欠席者	五園連	東海林一基 委員 (くりのみ保育園) 細部真佐子 委員 (わかたけ保育園)
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	11人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第33回会議録の確認について (2) 保育業務の総合的な見直しについて (3) 公立保育園の運営に関するアンケート (4) 当面の課題について (5) 次回日程の確認 (6) その他	
発言内容・ 発言者名(主な)	別紙のとおり	

発言要旨)	
会議結果	1 開会 2 議事 (1) 第33回会議録の確認について 第33回会議録の確認を行い、公開することとした。 (2) 保育業務の総合的な見直しについて 資料150、資料152及び資料152を説明の後、 質疑を行った。 (3) 公立保育園の運営に関するアンケート 自由記述の中から概要版に記載すべきコメントを選 び、2月20日までに事務局に提出することとした。 (4) 当面の課題について 資料153を説明の後、質疑を行った。 (5) 次回日程の確認 平成29年3月11日(土) 15時30分から開催す ることとした。 (6) その他
提出資料	(1) 今後の小金井市保育行政の在り方に関する意見～ 小金井市保育兼当協議会報告～市への指摘・要望事項 (抜粋) (資料150) (2) 保育業務の総合的な見直しに関する覚書 (資料151) (3) 「今後の保育サービスに関する基本方針(案)」について (資料152) (4) 職員の募集配置状況 (資料153)
その他	なし

開 会

- 河野委員長 ただいまから、小金井市公立保育園の運営協議会の会議を開会したいと思います。
それでは、2の議事に従って進行をいたします
初めに、議事(1)第33回会議録の確認についてを議題といたします。
先ほど、私のほうから、校正があった部分を反映させたものを配付させていただいているので、報告させていただいております。このお配りした内容で決定することに、ご異議はございませんでしょうか。
- 本間委員 さくら保育園の本間です。
すみません。前回はお休みさせていただいてしまったということで、大変申しわけございませんでした。
この会議録なんですけれども、形式的なところではないんですが、ちょっと内容面でささいなことなんですけど、幾つかご質問があるんですけれども、こちらはご質問させていただくのはよろしいでしょうか。
- 河野委員長 はい。会議録の内容についてということで、内容の変更も含めてということでしょうか。
- 本間委員 変更は含まなくて、ただの質問になります。
- 河野委員長 はい、じゃあ、まずこの内容でいいかどうかを確認させていただいてよろしいでしょうか、その後で。
- 本間委員 わかりました。
- 河野委員長 この反映させたものについて、さらなる修正をというようなご意見はございますか。
よろしいでしょうか。
では、この内容で、会議録については確定ということで決めさせていただきたいと思
います。
次に、内容についてのご質問を、どうぞ。
- 本間委員 すみません、ありがとうございます。
じゃあ、ちょっと私の手元で5点ほどご質問させていただきたいと思
います。

まず、1点目なんですけれども、会議録の関係につきまして、10ページですかね、というところには、保育課長の方の答弁というところで、「職員団体との協議で出した資料は運営協議会のほうでも出してほしいというご要望をいただいているから出している資料となります」ということで、これは、今まで運営協議会の中では、職員団体との協議の資料をそのまま出してきましたよというようなご答弁されているかと思います。

同じく14ページのほうでは、こちらは委員長のほうから、下段のほうになりますが、やはり資料の出し方として、「職員団体との協議に合わせて提出している資料をそのままお出ししている」というようなご発言をいただいているかと思います。

これは、委員のほうから、保護者向けの資料ではないのでわかりにくいのではないかという指摘があったところについて、そのようにご答弁されているかと思いますが、こちらはそのまま、確におっしゃるとおりかなと思っています。

これを解釈しますと、したがって、これまでいただいていたのは、職員団体との協議のあくまで経過報告だと思っておきまして、言い方を変えれば、資料を開示して、それについて付随して、この資料はこういう資料なんですよというような説明をいただいていたものと思われま

そうだとすると、当時、職員団体の皆様との協議というのと、ただ保護者の方向けというのだと、やはり趣旨等が異なってくると思っています。極端な話、職員組合のほうというのは、やはり組合ですから、職員の給与であったり雇用というのが、まず最優先のことになるかと思っています。一方で、保護者というのは、当然ながら雇用というよりはサービス、保育の質等ところが第一という形になりますので、当然趣旨が異なるのかなあとと思っています。その異なる両者に対して説明をするというところと言うと、少なくとも協議といった説明を行ってきている点においては、説明資料というのはやはり異なってくるのかなと思っています。

そういう点でいきますと、今まで、この運営協議会にいろいろと資料は開示いただきましたけれども、その運営方式の見直しについていただいたご説明というのは、対保護者という観点では特に提案等もされてないし、そういう意味での協議というのは一切行っていないと、そういう認識でおりますけれども、そこで認識の相違はないかというところを、ちょっと伺いさせていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、議事録の34ページなんですけれども、こちらも保育課長のほうから、今後つくっていく運営方針の見直しについてのガイドラインというところ

について、「子ども・子育て会議の意見を聞いてつくっていく」というお話をされているかと思います。いわば、これは運営方式の見直しの総論が決まった後の各論のところについては、子ども・子育て会議の場で議論をしていきたいという趣旨かと解釈しているんですけども、だとすると、総論の部分ですね。民営化をするのかどうかとか、あとは何園にするのかどうかとか、そういうところについては、特段説明をするという予定はないというふうに認識をしているところでもあります。

一方で、例えば昨日の行政改革委員会のところでも、諮問機関でないからというのではなくて、市の方針をきっちりと説明していくべきではないかというような委員からの指摘もあったかと思っております。

私としては、こちら側のそのままおっしゃるとおりだと思っております。保護者向けにきちんと説明をしていくべきではないのかなと思っております。ただ、このような、議事録にもあるとおり、説明会とか、あるいは保護者向けの総論に関しての提案というのは、していくつもりはないというようなご発言なのかなと思っておりますので、いまいちど、その認識をただしたいと思っております。

やはり、この運営方式の見直しというのを、するかどうか、あるいは何園にするのかどうかというようなところについては、今後も一切、こちらはもう市で決定した事項であるので、保護者と協議をするつもりは特になし、意見を取り入れてくるつもりもないというような理解で、合っているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

続いて3点目なんですけれども、議事録で言いますと10ページ目のところになります。

また、質問への、課長のほうからご説明をいただいているところなんですけれども、市のほうでは、「今後、民設民営を経て、職員をより有効に活用していきたい」というようなことが語っていただいております。この、「職員をより有効に活用していきたい」というところが、ちょっと意味が不明瞭だったので、こちらについてご説明をいただきたいなと思うところが、3点目です。

例えば、職員を有効に活用するというのであれば、私が解釈すると、民設民営をしたから正規職員が余るので、それを有効に活用していきたいという趣旨なのかなと思うんですけれども、それは、例えば今現状、例えば事務職の職員が足りないからこちらに回したいとか、そういうところも含まれるのかというようなところについて、ぜひ見解を伺いたいと思っております。

4点目なんですけれども、21ページぐらいのところになります。こちらの中で、今日お休みですけれども、東海林委員長答申含めて、任期なしの正規職員を今後の採用する予定がないのかというような議論のところになります。

こちらについて、やはり市としては、特段任期なしの正規職員を採用するのはしていないよと、あくまで欠員については任期付きの職員にて対応するよ、というようなこととおっしゃっていただいているのかなと思います。これは基本方針にも書いてあるところかと思えます。

過去、人事の採用計画という考え方は、別に官でも民でも特に変わりはないのかと思っていて、今後の事業をどうしていくのか、あるいは職員や年齢の構成等が偏らないようにどうするのかという、長期的な視野に基づいて行われるものだと思っています。

一方で、現状では、例えばもし民営化をするのかどうかとか、あとは何園民営化をするのかとか、そういうところの議論というのが深まっていないのかなというふうに、私は認識しております。もしもそうなんだとすれば、長期的な人事計画というのがちょっと立てられないんじゃないかなと思っています。

ただし、一方で、基本方針にも書いてあるとおり、正規の任期なしの正規職員の採用は今後も行わないし、現状、今既に行われていないという事情がありますので、市としてはこの人数で足りるんだと、あるいは小金井市の公立の保育の質を継承していくためには、特に問題がないんだというふうに、計画を立てた上で実施しているものだと思っています。

だとすると、民営化云々の話を、決まっていなくても、特に、例えば今もう現状では決まっていないんだから、公立の保育園が5園残るという選択肢もゼロではないんだと思っていて、もしそうなった場合にも特に欠員は生じないんだと。小金井の保育士の体制は特に問題ないんだというふうに市は認識した上で、こういう採用計画をとっているんだと思っておりますので、そういうところが裏づけられるような資料の提出を求めたいと思っています。

5番目なんですけれども、これはちょっと本当に事務的なところになりますが、今回こちらにお示しいただいている議事録というのは、今日こちらの場で確定した後は、速やかにホームページのほうに掲載をいただけるものと思っていますけれども、そのホームページへの掲載はいつごろになるのかというようなところを、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

すみません。以上5点になります。よろしく願いいたします。

○保育課長　　まず、すみません。ご質問、ご提案いただきました大きな5点ですね。まず、これまでの運協の中で、民営化について、保護者の方への提案しているか、していないかという認識を、まずおっしゃりたいのかなというふうに思います。

　　今までの運協の中で、保育所の総合的見直し、それから今回9月に基本方針という形で保護者の方にお示ししているところですが、こちらにつきましては、職員団体のほうに提案した資料をそのまま出しているということで、保護者の方に民営化の提案を、いかがでしょうかという形で提案しているという認識ではございません。

　　それから、ガイドラインの部分で、何園とか、どのような運営方式になるかという部分であって、保護者向けに総論、民営化するのかわからないのかを含めた総論といますか、そういう部分の説明をしないのかというご質問でよろしかったでしょうか。

○本間委員　　そうですね。そのものについて、今日説明とかというのをする予定があるのかどうかを、お伺いしたいと思っています。

○保育課長　　まず、職員団体のほうには、大きく先ほどお話をした基本の方針という形で、市の考え方を示しました。保護者の方に対しましても、今回運協の中での情報提供としてお知らせしているところですが、大きな総論といますか、方針についてはもうちょっと、詳細なものを、一定の時期にお示ししたいというふうに考えています。

　　現在、職員団体のほうとは、後ほど資料のほうを説明させていただきますけれども、覚書を交わしております。大筋での覚書を交わしております。それに基づいて、現在、今まだ協議計画しておりますので、そういう進捗もあわせて状況についてはお知らせしていければというふうには思っておりますが、大きな方針については、別途、職員団体にそれをお示ししますし、運協の場でも示していきたいというふうに考えています。

　　それから、職員の有効活用という部分でご質問いただきました。本間さんからご質問いただいたように、民営化等によって、例えば1年あるいは複数年、運営方式が変わったときには、その職員については、現在ある既存の、現在といますか残る園への異動であったり、場合によっては、本人の希望により任用がえなどもあり得るというふうに考えてございます。ただ、そこにつきましては、労働条件の変更という部分がございしますので、職員団体のほうと丁寧な議論が必要というふうに考えています。

　　それから、事務職にというお話もありましたけども、今言ったように任用がえの中で、例えば保育士さんの中で事務職をやりたいというお話があったら、そういう可能性も全

く否定できないとは考えておりますが、基本的には本人の合意によるものというふう
に考えています。

それから、職員の採用の関係でご質問をいただきました。方針の中では、正規職員の
採用はしないというような形で記載がございます。これが未来永劫、一切正規の職員を
採らないのかということ、そういう意図ではないというふうに私は思っています。一定の
将来的な公立保育園のあり方が、職員団体とも合意をして確定した際には、先ほどお話
があったように、公立保育園が残っていく形での職員配置というのは、検討していく必
要があるというふうにご考えてございます。

それから、あと人数、現状の人数で足りているのかというご質問をいただいております
が、非常に現在の職員体制については厳しい状況があるというのは、現場からも我々
聞いておりますし、そのように認識しており、人事当局のほうにも伝えているという状
況がございます。

それから、議事録の掲載はいつごろかというご質問でございます。すみません、本当
にいつもいつも後手後手になって遅くなっちゃっていて申しわけないんですけども、
今回の33回につきましては、来週中ぐらいには上げたいと思っております。

大体ご質問に答えましたかね。何か漏れていますかね。また、あれでしたらどうぞ。

○本間委員

さくら保育園の本間です。

すみません、引き続きで申しわけございません。今いただいたご回答について、重ね
てちょっと質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目、現状の保護者への説明ということで、今、今までこちらの運営協議会
の中で説明はしてきたけれども、特に協議というわけではないよというようなところな
のかなと思ったんですけども、12月に議会の厚生文教委員会のほうでも、課長のほう
で、民営化も含めてなんですけど、運営方式の変更等について協議をすること自体と
いうのは、特に問題ないとは思っていますよ。ただ、協議をするかどうかは、各委員
の意見を伺って進めたいよ、というようなご答弁をされていたかと思ひます。

一方で、今までの、9月、例えば基本方針が出てから、この運営協議会の場では、民
営化等について協議をするかどうかというところが諮られたことは、特になかつ
たかと思っております。

これについてなんですけれども、では、いつごろそういう提案をされるのかどうかと
いうところについて、お伺ひをしたいと思います。あるいは、そもそもそういうつ

もりはないよということであれば、その旨ご答弁いただきたいと思います。

2点目なんですけれども、これも関連をしてしまうんですけども、今後の保護者向けの説明や協議についてというところなんですけど、今ご発言の中で、別途保護者向けの説明等については、職員組合との合意が一定の方向が取れた段階で、別途場を設けますよというようなご発言があったかと思います。

それについて、運営協議会についてもということをおっしゃっていただいたんですけども、この運営方式の見直しについて、市が保護者と話し合う場というのは、運営協議会であるというような旨で認識が合っているかどうかということと、もしそうであるとすれば、どのようなスケジュールで進めていこうとしているのかということについて、お伺いをしたいと思います。

3点目なんですけれども、職員の有効活用についてなんですけれども、もしも万が一、民営化を進めた場合には、残る園に対して職員の配置がえ等も行いますよという話をされました。これは、残る園という言い方もあれなんですけれども、ほかの公立園で、いろいろなサービスをするのに人が足りないから、有効活用をして、職員の配置がえを行いたいと思っているのか。そもそも全体として余ってしまうだけけれども、一旦は、一時的にはほかの園に移しますよということなのかということをお伺いしたいと思います。

4点目、任期つき、あるいは任期なしの正規職員等の採用についてというところなんですけれども、今ご発言を伺いまして、一定の方針が決まりましたら、採用等も含め今後検討していきたいよ、というようなご発言があったと思っています。

こちらについてなんですけれども、一定の方針が決まったということですので、今はまだ特段方針が決まっていないんだと思っています。もしそうだとすると、先ほどちょっとご質問させていただいたように、現状の長期的な展望を踏まえた採用というのは、できていないだろうなと思っています。それができない以上は、民営化等々の話があるなしにかかわらず、一旦その話はないものとして、採用計画等を立てるのが普通なのかと思っています。

ということで、一旦ちょっとお伺いさせていただきたいのが、では、運営方針見直しの話等々がなかったとしても、今の職員体制で、ここ数年ですけれども、任期なしの正規職員の採用を行っていませんけれども、そういう対応をとる予定であったというようなところを含め、こちらで認識が合っているかどうかをお伺いしたいと思います。

5点目の議事録のホームページへの掲載については、12月に厚生文教委員会のほうでも、まず資料だけでもホームページに掲載してくれというような希望が、委員のほうから出ていたかと思ひまして、今回の33回のその点については、もう少なくとも、まず資料だけでもホームページに掲載されていると思ひていまして、こちらは迅速にいろいろご対応をいただきましてありがとうございます。今後とも、ぜひそのようにご対応いただきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○保育課長 運協での協議はいつごろ、例えば民営化について運協のほうに提案するかというご質問をいただきました。

まず、職員団体との協議が整っている、大筋合意はしたところですが、整っている状況ではないというのが、まず現状としてありまして、その協議が整わないうちに、なかなか保護者の方に提案といいますか、協議の提案をするのは難しいかなというふうに考えてございます。なので、時期については、ちょっと今この時点で明言はできませんが、職員団体との折衝・協議が並行しているという事情があるということをご理解いただきたいと思ひます。

それから、保護者向けの説明について、運営協議会だけというご質問なのかというふうに、今聞いていて思ひましたが、保護者の説明につきましては、実施する必要があるというふうに考えてございます。

それから、職員の配置について、先ほどお話をしたように、寄せるという言い方をよくしますけども、異動によってほかの園に移るわけですけども、そうした場合には、過員として配置という形ではありますが、拡充していく保育サービス等について、積極的に対応する職員として配置したいというふうに考えてございます。

それから、採用の計画で、採用について今回の見直しがなかった場合でも、正規職員は採用しなかったのかというようなご質問だったかなというふうに思ひます。

仮定でなかなかお話をするのは難しいと思ひますけども、ただ、保育の総合的な見直しというのを、25年7月に職員団体のほうに提案をした後に、正規職員の採用はなかったという実態がございまして、それがなければ採用されていたものかなというふうには、個人的には思ひます。ただ、申しわけないんですけど、私としては職員の必要性については、人事当局を含めていろんなところで要望しているところですけども、大きな役所全体の職員の配置・採用の考え方の中で計画されているということで、ご理

解いただきたいと思います。

○本間委員 たびたび申しわけありません。今ご回答いただきました内容でありがとうございました、いろいろと。ちょっとまた、引き続きで申しわけないんですけども、ご質問させていただきます。

今ご回答いただいたまず1点目なんですけれども、運営協議会への提案というのは、職員団体との協議が整ってからというようなご発言をいただいたかと思って。

○保育課長 提案するとすればということですよ。

○本間委員 提案するとすればということですね。だとすると、提案しないこともあり得るんですか。

○保育課長 それは、皆さんとご相談させていただく場面もあるのかなというふうに思います。

○本間委員 ですと、提案しますかあるいは協議しますかというような、市からの働きかけというか提案というの、特にしない可能性があるというようなことですか。

○保育課長 基本的には、ご意見を伺うということで、提案する形になると思うんですけども、覚書の中で、最初のほうでやった運協の中の覚書の中で、結論を出す、出さないについても、含みをもたせた表現になっていたかと思うんですね。なので、運協の皆さんのご意思として、言い方はあれですけども、重たい問題について判断したくないという方もいらっしゃるかもしれないし、あるいは積極的に判断していきたいという方もいらっしゃるかもしれないし、そこは運協の皆さんとご相談させていただく場面があるのかなというふうには思っております。

○本間委員 そうすると、今の私のほうでご質問したのは、そのような各委員への相談というか、提案をこの場で話をしていきますかというのを、相談も含めてなんですけれども、市のほうから提案があるのかなと思って、それはじゃあいつごろになりますかというようなご質問をさせていただいたものです。

具体的にもしやるとしたらというところで話をさせていただくと、先ほどご答弁いただいたように、職員団体との協議が整ってからというようなことは、こちらは確かに内部の事情としてあるのかなとは理解しております。

一方で、もともと基本方針としてお示ししていただいた中には、平成32年、平成34年というような形で、具体的なスケジュールが切ってあったかと思えます。一方で、職員団体との協議、これがどれぐらいかかるのかというのは、ちょっとよくわからないところなんですけれども、これが整ってから初めてまた保護者側のほうにも、この運営協議

会でになるかとは思いますが、提案等をしますよということで、だから、恐らくそこからまたスタートして、ある程度の審議時間を設けていただけるものだろうかと思っております。

もしそうだとすると、平成32年あるいは平成34年というのがゴールというのは、今仮に示していただいているだけで、職員団体との協議が整って、そして保護者ともしやるんだとしたら、この運営協議会ができ上がったときの覚書にも、協議のスケジュールというのは、各委員にも諮ったの上で、最終的にスケジュールも含めて決めていくというような形で書いてあったかと思っておりますので、この平成32年あるいは34年というスケジュールも含めて、協議が全部整った上で、また再度見直していくという理解をしたんですけれども、そちらで認識が合っているかどうかというのを、お伺いしたいと思います。

2点目、運営協議会に限らず保護者には説明はしていかなければならないということで、いろいろと丁寧にご説明をいただけるということで、大変ありがたいなと思っております。

一方で、保護者との協議というところになりますと、その窓口は運協以外に、ほかに例えば協議会を設けてそちらの場で集中的に議論していこうというようなことを、市としても考えているのかどうかということについて、お伺いをしたいと思います。

3点目です。職員の有効な活用というところなんですけれども、今お話があったように、定員を超過した分については、保育園のサービスの拡充というところで、をしていきたいよというようなお話があったかと思っております。これは、昨日のですか、行財政改革委員会のところでも、部長のほうからもご発言があったかと思っておりますけれども、ぜひそこはサービスの拡充というのはぜひやっていただきたいなと思う一方で、今まで、この基本方針案が出てきたときにもあったように、保護者から、あるいは検討協議会等も含めてですけれども、ニーズの高まりというのがあるよねというようなお話がもともとあったかと思っております。

サービスの拡充をしたいというのであれば、そもそも現状として職員が足りないというのが問題なのであって、民営化を都合よくしたから、職員が余ったので、サービスの拡充ができるよねという話では、ちょっとないのかなと思っております。もし、サービスの拡充をしたいんだと思っているのであれば、そもそも人事の担当のほうに、こういうサービスの拡充をしたいから、正規職員の採用をしてほしいというふうに求めるのが筋であって、民営化したからどうという話ではないのではないかなと思いましたが、

いかでしょうか。

4点目です。これは任期なしの正規職員の採用等について、今ご発言の中で、仮に、個人的にはというお話をされていましたが、こういう民営方式の見直しがなかったら、職員を採用していたのではないというようなお話もあったかと思っています。

職員の必要性は感じていて、求めているというような発言もあって、これは大変大事なことかなと思っています。保護者としての認識としては、運営方式の見直しの、この9月の、昨年9月の議論が出てきてからは、一旦保育課あるいは子ども家庭部としても、特段正規職員を求めていかないという方針なのかなと思ったんですけども、その必要性は感じているよというお話があったのは、とても大事なことなのかなと思っています。

他方、現状、運用方式の見直しがどうなるかというところがわっていない状態ではあるので、もしそうだとすると、何人職員が余るのかとか、逆に足りなくなるのかというようなところは、現状としてはわかっていないのかなと思っています。わかっていないのに、採用だけとりあえず見直しましょうというのは暴論だと思っていますので、やはり市の中では、何らかの考え方があって、根拠資料に基づくこういう採用計画を立てているのではないかなと、私は信じております。

ですので、ぜひ、その算出根拠というのが、こちらのほうにお出しいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

以上4点になります。

○保育課長 まず、民営化の運営協議会に対する提案という部分で、ご質問を今いただきました。質問として、すみません、もしかして間違っていたら申しわけないんですけど、32年、34年という基本方針の中のスケジュールの部分と、こちらでの協議の関係というご質問だったかなというふうに受けとめて。

○本間委員 ほかの協議体を立てるのかどうかというのが、2点目だと。

○保育課長 2点目が運協以外に何か立てるのかというお話ですね。

まず、32年、34年という形で基本的な方針ということで、職員団体のほうとは協議をスタートしています。本日資料でお配りしておりますが、大筋の合意の中では、期限については入っていないところです。

市当局という言い方ですかね、我々、当局側、職員側という言い方をよくするんですけども、当局側の考えとしては、32年に民間委託、34年から民間移譲という形で提

案したところですけども、合意の内容については、そういうことも含めて今後の協議が一定あるというふうに大筋合意という言い方をしますけれども、そういう形で合意をしております。

ちょっと協議スケジュールについては、なかなかここで軽々にああだこうだとちょっと言えない、言えないというか言いにくい部分もございますので、現在協議している段階でございますので、そこはご理解いただければと思います。

それから、2点目として、運営協議会以外の何か別の組織を立ち上げて協議を行うかというご質問ですよね。それについては、現在、運営協議会以外で特段別の組織を立ち上げて、例えば要綱設置のまた別の委員会をつるとか、そういうことは特段考えてございません。

それから、まずサービスの拡充について、質の向上・拡充が必要であるなら、正規の職員を雇用してやるべきじゃないかというご質問だったかなというふうに思います。

そういう考え方も一つあるのかなというふうに、私、思います。ただ、役所全体の定員管理の中で、なかなか正規の職員を採用していくのは難しいというのがございます。そういう中でサービスを拡充していく方策として、人を寄せることによって、その力を活用していきたいというのが、考え方であります。

それから、すみません、4問目か、算出根拠というのはどういうイメージでしょうか。

○本間委員

先ほどご発言があったように、一定の方針が決まったらということは、今運営方式の見直しについては一定の方針が決まっていないんだと思っています。もしそうだとすると、採用計画を立てる上では、従前のというか、仮の話は、やはり採用というのとはできないと思っていますので、一旦は従前の園が残っている状態のまま過不足なくしていくにはどうしていいかということで採用しているんだと思っていますので、当然、ある年度になったらどれぐらい退職がいるとか、これぐらいの年齢層が今不足して、例えばおやめになるとか、子どもができておやめになるような職員の方もいらっしゃると思うので、この年齢層が足りないとか、そういうような計画がもちろんあって、その計画というのは当然運営方式の見直しに基づいたものではなくて、従前からの計画に基づいているんだと思っているんですけども、そういうものに対して、資料をお示しいただけないかなというふうなものになります。

あるいは、もしも運営方式の見直しを踏まえた上での採用計画を見直して、こういうふうになったものを出しているんですよというようなことがあれば、その算出根拠を示

していただきたいなというところが、ご質問になります。

○河野委員長 運営方式を見直すという作業をさせていただいているところではあるんですけども、その中で、一般事務もそうなんですけれども、保育士についても、定年退職者の方が、やはり年々すくい少ない数になっていっていると。定年にいったときには、仮に数年後に1園、委託ないし民営化を実施するとなると、そこで正規職員をずっと雇用し続けていることに対して、全体的な採用、職員数のバランスからいって難しいという、採用担当側の考えもあり、現在においては協議が、方向性が整って、どういう形でサービスの拡充をし、どういう体制をとるとというのが見えたら、正規職員の採用も計画的にやっていけるというような状況になっていくかなと思うところです。

ちょっと、なかなかまだ協議継続をしている中で、恒久的なものをお示しにくい部分はありますので、でも、年次的に職員の年齢構成でありますとか、そういうものはお出しできるかなと思いますが、例えば公立園の役割でありますとか、サービスの機能、それに対しての体制をどうもっていくかというのを協議させていただきながら、見えてくるものと考えています。

○本間委員 ありがとうございます。すみません、大分長々とお時間を使ってしまったので、最後までちょっとだけご質問をさせていただいて終わりにしたいと思うんですけども。

まず、そもそも今幾つかご答弁をいただいた中で、まとめさせていただくと、まず保護者への説明というようなところ、あるいは協議というところについてというのは、職員団体との協議が整ってからということで、そのスケジュールも含めて職員団体との協議しているし、恐らく保護者と協議するときでも、スケジュールも含めて協議をするんだと思っています。

ということで、先ほどのご答弁で、今後協議をスケジュールについてもしていくものだよという話がありましたので、ということは、今後、協議の中でこの平成32とか34というスケジュールというのは、今、仮に市は出してきましたけれども、このスケジュールというのは今後変わっていくものなのかなというふうに理解をさせていただきました。

また、他の協議会を設けるものではないということでしたので、保護者との協議をもし市が必要だと感じた場合には、運営協議会に資料等が示されるものだと思いますので、そちらについては、ぜひ、保護者に、保護者はやはり保育のプロではありませんので、そちらの保護者のレベルも勘案した上で、ぜひわかりやすい資料等を示してご提案

をいただければと思います。

最後、ちょっと一個だけご質問をさせていただきたいところが、今部長のほうからご説明をいただきました、民営化をするとすると、全体の総職員を維持するのが難しいよという話がありましたというところで、こちらについてはなるほどと思ったところではあるんですけども、一方で、何園とかというところが決まってないとすると、何園余るかとか、そういうところは現状見えていないんだろうなと思っています。

例えば、思ったよりも民営化しなかったから職員が足りなくなってしまったとか、そういうケースも十分あり得ると思っているんですけども、保育士という仕事は大切な仕事ですので、そんな一朝一夕に、今月足りなくなったから人をふやしましょうというのできるようなものではないと思っています。

そういう意味で、重ねてちょっとお伺いさせていただきたいんですけども、今市として、この運営方式の見直しをした場合に、例えば何人職員が余っているのかというような計算をした上で、特に問題がないと考えているんだというような資料は、ぜひお示しいただけないかなと思います。逆に言うと、そういう資料をお示しいただけないと、保護者としては、自分の大切な子どもを預けているということになりますので、ちょっと職員が足りなくなりましたとか、そういうことでは済まないと思いますので、ぜひ、安心するための材料として、何かお示しいただけないかなと思います。

以上です。

○河野委員長 1点目のスケジュール的なもの、変わっていくものというご理解ということなんですけれども、こちら側としては、一応目途に年度を示させていただいておまして、ただ、それをもって協議が整っていないのという考えではございません。しっかり協議も進めていきたいですし、また丁寧に説明をさせていただきたいという考えではあります。

わかりやすい資料ということなんですが、やはりどういう保育行政を、地域での子育て支援を担っていくかという考え方も含めまして、示してまいりたいと考えているところでございますし、で、運営協議会のほうでのご意見も参考にさせていただく場面もあるかと思っておりますし、保護者説明でも保護者の方の意見を伺っていくような場面もあるとは考えております。

また、大きな方針としてまとまりましたら、市民参加条例に基づきましてパブリック・コメント等も実施していくこととなりますので、さまざまな機会でご意見を伺って

いければと考えているところです。

民営化の、まだこれから何園になりますとかというのは、今後の協議も含めましてというお話しになるんですけれども、やはり担う役割でありますとか機能、そこら辺を詰めた上で、どういう体制をしていくのかということになるかと思えます。示せる時点になりましたら、資料として作成してお示ししてまいりたいと考えています。

○本間委員　　すみません。質問、最後で言ったのに大変申しわけないんですけど、今のところ言うと、採用の計画も含めてなんですけれども、体制のところ、計画が整ったらというお話だったので、ちょっと現状では特に計画はなく、足りるか足りないかわからないんだけれども、一旦任期なしの正規職員の採用はとりあえずとめてみましたよというようなことである、というふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

○河野委員長　　先ほども申し上げたところですが、定年退職者の人数が非常に少ない中で、職員の雇用をしていくと。地方公務員のほうは、なかなかやめるというような形にはなりません、本人の意思に合わせて定年まで勤める形になるのが本来です。それは一般事務についても保育士の方についても同じです。

協議をしている中で、今後、人件費等も視野に入れて、一人雇用すると何億という形になりますので、そこも視野に入れて、全体の行政スケジュールができたところで、採用計画を詰めていくと。現在について、採用計画がないから正規職員の雇用をできないということではなくして、今後の事業の方向性、採用のも含めまして、検討をしてつくっていくというような流れになります。

現状の体制についても、人員の募集状況を理事者のほうにも報告を差し上げて、体制としてしっかり務めてまいりたいということは、部内、課内でも申し上げているところではあります。

○本間委員　　ありがとうございました。

○河野委員長　　ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先のほうに進めさせていただきたいと思います。

議事(2)の保育業務の総合的な見直しについてを議題にいたします。

資料が提出されておりますので、まず、課長のほうから資料説明をしたいと思います。

○保育課長　　今回、資料、まず150、151、152についてご説明をさせていただきます。

まず、最初の資料150、今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見～小金井市保育検討協議会報告～市への指摘・要望事項（抜粋）です。

本資料は、保育検討協議会から市長に提出された指摘や要望事項について、報告の項目ごとに抜粋してまとめたものです。詳細については、資料をごらんいただきたいと思います。

それから、資料151、先ほどちょっと触れましたけれども、保育業務の総合的な見直しに関する覚書です。

本資料は、平成28年10月26日に、職員団体と市長で交わした覚書となります。

覚書を交わすに当たりまして、9月6日に方針を示し、それ以降、9月28日、10月18日、11月1日、11月14日、12月5日、12月13日、12月26日と、合計8回の折衝を行い、その内容で大筋合意をしたものです。内容については、ごらんいただきたいと思います。

それから、資料152は、「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」についてです。

本資料は、昨年、平成28年12月2日に、公立保育園の各園の父母の会会長、それから運営協議会委員の皆さんの連名で、市長宛提出された文書です。

今回、文書決裁の過程がわかるようにというお話もございましたので、左方のほうに、市長が決裁を載せた原本の写しを、この場で資料提出してございます。

資料説明は以上です。

○河野委員長 資料の説明が終わりましたので、ご質問とかご意見があればお願いします。

○角田委員 けやきの角田です。

資料152の5園会長及び我々運営協議会の父母側の委員が提出させていただいた今後の保育サービスに関する基本方針（案）についての意見書なんですけれども、こちらについて、市側がどのように受けとめられて、どのように理解されているのかについて、まず伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○保育課長 それでは、ご説明させていただきます。

まず、大きく三つの項目についてご要望をいただいているというふうにとめておきまして、1番として、25年12月18日に提出した覚書の関係と、それから明確なビジョンというご質問と、あと保育士の体制と、大きく三つの項目をいただいているところなんです。

まず、1番目の部分につきましては、現在、職員団体に対して、市の方針として、運営手法の見直しを提案しております。前回の運協でもお話をしたとおり、公設民営から、

民設民営を考えているということで、職員団体と協議し、運営方式の見直しについては、先ほど資料でもご説明をいたしました。大筋での合意をし、今後細部についてさらに協議を行っていくという状況となっています。その協議が固まってしまってから、保護者の方に説明するのでは、覚書違反ではないかというご指摘でございます。

なかなか、職員団体との協議と運営協議会を並行して進めている中では、どちらかを先行していくことは、非常に難しいというふうに考えてございます。過去において、逆に職員団体との協議が何も整わない中で、保護者や利用者の方に説明をした例はなかったというふうに思っています。

職員にとっては、労働条件が大きな変更となる話であり、現場で働いている職員と何の協議・合意もなく、先に保護者・利用者の方に説明し、理解を求めるとするのは、非常に難しいものがあると思っています。

並行して資料をお示しするというご要望もございましたので、いろいろとご指摘いただきましたが、情報提供し、説明させていただいているという状況になってございます。先にお示しするというのはなかなか難しいということは、ご理解いただければというふうに思っています。

それから2番目の項目につきましては、保護者の皆さんにご理解いただくためには、先ほど本間さんからのご質問にもありましたが、明確な方針、ビジョンを示す必要があるということは、十分理解しております。現在、職員団体とは協議中ではありますが、同様に職員団体にも示していく必要があります。現在、内部で検討作業を行っており、一定の時期にお示しをしたいと考えてございます。

最後の部分です。現在までの運協の協議において、保護者の方の理解が進んでいるという形で、我々が認識しているものではありません。ですから、3番目の保育士体制への不安について今までの運協でのご意見やアンケートの結果、現場の声などから、十分に認識をしているところです。

保育課として、採用の必要性については、人事当局へも要望をしているところですが、なかなか難しい、厳しい状況となっています。任期つきでの職員採用は、正規職員と同じであるという考えではありますが、募集に対する応募がなかなか思ったようにはいっていない状況もございます。

いずれにしても、保育に支障が出ないように採用することがまず最優先と考え、今後とも強く人事当局には働きかけていきたいというふうに考えてございます。

という形で、まず答弁を差し上げます。

○角田委員 けやきの角田です。

一つ目の項目に関してなんですけれども、我々が求めているのは、並行して進めるのは難しいというお話なんです、我々がこの覚書で求めたのは、運営方式別の保育内容の比較検討の可能な資料の提示や、それを保護者側が十分に理解して検討していけるだけの期間を確保してくださいということは、一つ重要なポイントとしてあるんですけれども、その点に関して、今のご答弁ですと、行政としては、職員団体の合意、幾つの園を民営化しますということが決まってから話すというお話なんですけれども、それ以前の流れについては、現状でも十分話し、検討していけるはずなのに、それをするつもりはないという理解でよろしいのでしょうか。

○保育課長 情報については、先ほど来お話をさせていただいておりますとおり、お示しできるタイミングでお示ししていきたいというふうに考えてございます。

また、協議期間につきましても、皆さんのご要望する期間がある中ではあります、きつとあるんでしょうけれども、行政としての手続のタイミングというのものもあるかと思えます。これについては、いろいろご相談させていただく形になろうかと思えます。

○河野委員長 ほかにご質問ございますか。

○本間委員 さくら保育園の本間です。

今ご答弁いただいた内容を私なりに解釈をすると、保護者との協議のスケジュールというところについては、保護者の求めるあるいは委員の求めですけれども、期間というものよりも、行政の手続のところの期間、あるいはデッドラインというようなところを優先して決めますよというふうに理解したんですけれども、そちらで合っていますでしょうか。

○保育課長 スケジュールにつきましては、行政のほうで考えていくものだというふうには考えてございます。

○石倉委員 よろしいですか。わかたけの石倉です。

今、保育課長がおっしゃっていたのでもあるんですけど、冒頭で本間さんが質問されたときに、いろんな内容は、こういうものって重いものだと思いますけども、我々協議会の委員が求めるのであればという話もあった中で、でも、一方でスケジュールは決められていて、それは行政のスケジュールに従いますという、我々ここで、もちろん覚書には、協議するけど、諮問ではないよという話もあるんですけど、一方で、結論を出

すことに対して否定するものでないという言い方もあるものですから、我々からすると、協議した中で、こういう方向なんじゃないかというものに対して、結論が出たものに対して、それを結論を出すことは否定できないですし、否定するものでもないことを考えると、その中がある中で、我々が協議をしますと場に出たときに、でも、行政のスケジュールは決まっていますという、じゃあ何のための協議なんでしたっけとかという話になってくると思うんですが。

とはいえ、やっぱり行政もスケジュールありきでこれは動いて、こういうスケジュールになるので、この期間を協議しますというか、以上終了みたいな感覚でいらっしゃるということですか。ちょっと話がまとまってなくて申しわけないです。

○保育課長　そうですね。スケジュールについては行政のほうで考えて、お示しをし、こういうスケジュールで協議させていただきたいというのは、場面としてはあろうかと思えます。

ただ、例えばその協議期間、協議の状況によって、協議が不足しているとかという議論は、もしかすると出てきたり、もっと長期間、場合によっては10年間協議しましょうとかというお話があるかもしれないけども、なかなか行政、職員が定年退職して減っていったりとかそういう状況もある中で、そういうのを含めて、今後の公立園の運営方式見直しを行っていきますので、それを踏まえた形での協議期間を我々は考えていこうというのもやっていますので、なかなか、「いや、それでは足りない、もっと」と言われても、そこは対立する部分になっていくのかなと、今聞いていて思いました。

○角田委員　けやきの角田です。

今、課長がおっしゃった審議していく期間のこととも関連するんですけども、この話の内容というのは、これまでのお話で、決まったことに対して、我々の意見も参考にしてというお話はさんだんされてきたと思うんですけども、その話のテーマとしては、決まったことに対する意見を求めたいのか。それとも、そもそも公立保育の運営方式見直しという大きいテーマがあって、民営化のみではなくて、現状維持も含めて、幅広い運営方式別の検討を行うつもりでいるのか、そのあたりをちょっとはつきりしておきたいなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○保育課長　とりあえず、方針という形でお示ししているのは、基本的に市の考え方です。現在それについて職員団体と協議をし、大筋での運営方式の見直しについては合意をしているところ です。

先ほど本間さんからのご質問へお答えする形で、大きな方針と言いますか、ビジョン

というかそういうものをお示するという形になりますので、それについてのご協議をいただきたいというふうに思います。

○本間委員 先ほどスケジュールについてご答弁をいただいたところなんですけれども、今のご答弁の内容としては、やはり退職者も年々出ていて、一方で、正規職員職というのが、任期なしを採用をしてないというところもあるので、やはり協議のスケジュールをずっと長引かせることはできないんだよというようなお話だったかなと思っております。

もし、そういう内容だったとすると、意見書の中では、3項目になりますが、運営協議会の協議内容に影響がないように対応いただいて、正規職員の採用等を行うようにご検討くださいというふうに、意見書として出させていただいたと思います。

こちらについては、市としては対応することはできないです。ですので、今ある採用の正規職員の計画に従って議論をしてもらいたいよというふうに理解したんですけども、そちらで認識はあっておりますでしょうか。

○保育課長 もう一度質問していただけますか。

○本間委員 先ほど、退職者が出ていくので協議を長引かせられない。例として出されたのは10年とかというふうにおっしゃられましたけれども、そういうふうに行政として、スケジュールをある程度区切っていくといけなところがあるんですよ、という話をされていたのかなと思います。それは現状の職員の退職が出てきますとかそういうところ、あるいは入り口のところも、採用もとっていませんというところであれば、当然そういうことはあり得、そういう傾向はあり得るのだろうなというふうには理解しております。

でも、他方で、この意見書としては、まずは協議会での、この運営協議会での協議をするのであればということではあるんですけども、その協議をするのであれば、そのスケジュール、まず保護者と市との、こういう民営化あるいはこういう運営方式の見直しがいいんじゃないかというようなこの協議を、まず最優先に行って、そのスケジュールには影響が出ないように、職員体制のほうも考えていくというようなところを求めたものになるかなと思いますので。

ただ、こちらの3点目については、行政としては対応できないんですよというお答えだったのかなと思うんですけども、理解はあっておりますでしょうかというご質問になります。

○保育課長 職員採用について、行政として対応できないというようなお話を今いただきました。

現状、方針の中で正規職員の採用はないという形でやっているところではありますが、

この運営方式の見直しの中で、その進捗によっては、先ほどお話をしたように、未来永劫一切正規職員をとらないという形ではないというふうに、私、認識しています。なので、ちょっと採用の関係について、私、ここで明確になかなかお答えできる立場ではないというのは、ご理解いただきたいと思います。

必要性については認識しているというのは、先ほど来お話をしているとおり、我々としては保育行政が支障なく運営できていくというのは最優先、大前提ですので、そういう点については、先ほど来お話をしているように、人事当局とも話をしているし、理事者のほうにも話をする機会があるところです。

なので、将来的にどうなっていくかということについて、なかなか保育課長の立場として、ちょっとここではお答えしにくいんですけども、ご理解いただければなというふうに思います。

○石倉委員 すいません。わかたけ、石倉です。

ちょっとすいません。ご説明いただいたと記憶はしている気がするのですが、この資料150の抜粋版で、今日何か出てきたんですけど。

○保育課長 たしか前回。

○石倉委員 前回の話ですよ。

○保育課長 検討協議会からこういう指摘を受けているという話を、私のほうで、たしかお話をしたところではありますが、なかなかどの部分、どの部分ってぱっとその場で出てこないで、ぱっと見たときにですね、本体を。なので、一応こういう表みたいな形で、項目ごとに抜粋するほうがわかりやすいと思ってつくった資料です。

○石倉委員 一個ご質問したいなと思ったんですけど、資料151で総合的見直しという形で、職員組合のほうと、という話があって、別途協議と書いているけど、もともとのこの、前も多分この話は出ていたと思うんですが、保育検討協議会の資料の中で、今、1園に民間委託するように、効率を図りつつ現状の市立園を対象にした上で改革を実施するとか、要するに基本的に、そこに対して過去に出たものに対して変更・修正されるような材料はないとか、結構そういう形で、公立保育園のことに對して、もうチェックでやりなさいという話は出ていたと思うんですが、何でこの辺の資料からそれが落ちているのかなというふうに、純粋なすごい疑問がありました。

何でしょう。公立保育園なんかできてないんだみたいな世界が、そこに今パーッと資料、送られた資料のところにあっただけですけど、検討協議会の資料はそういう方法だっ

たっけという、すごい純粋な疑問があったんでお聞きしたんですけど、何でそういうところが入ってないのかなという。現状、理屈がえしていたけど、何かの根拠はないということをお聞きされていたと思うんですけど、そのときの資料では。

○保育課長 それは、2ページ目の(2)のところの、公立保育所管理運営の効率化の方針というところの①から⑤の大きく五つの意見をいただいたんですね。その中で、ある委員の方からの発言として、今、石倉さんがおっしゃったような、現状での……。

○石倉委員 反対する意見ですね、見直しの、はい。

○保育課長 ということ、意見だったと思うな……。意見の中にあつたやつと同じか。なので、その部分については、この①から⑤の中のいずれかに入っていると。今お話があつたことは、たしかそのように、ちょっとごめんなさい、記憶をしております。なので、これは意見要望部分だけを抜粋したものです。

それで、この①から⑤については、長文であるため、項目を分けて項目だけ載っているという形です。

○本間委員 今、課長のほうからもしご答弁がありましたように、この資料については、先日の運営協議会の議事録にもあります。5ページ目ぐらいですかね、にありますとおり、細部さんのほうから求められたので、6ページ目になりますが、課長のほうで、「検討協議会の報告の資料について、抜粋をして次回お示しさせていただきたいと思います」というのを受けて、ご提出いただいたものと思います。

こちらの資料を早速まとめていただいてありがたいなと思うところではあるんですけど、細部さんのご質問というのは2点あったかと思ひます。1点目は、「検討協議会で現在の公立保育園で何が足りない指摘されたら市は認識しているのか」という点と、もう一つは、「では、民営化すると、それがどういふプロセスで実現されるのか。言い方を変えれば、そういう理由があるから、なぜ民営化しかないと市は結論づけたのか」といふようなところの2点をご質問していたと思ひます。

後者について言ひますと、5ページ目ですね。細部委員の最後のほうのご質問の内容ですが、「それを受けてこいつた委託を進めますということに関しては、きちんと目指すビジョンがあつて、それに向かつてこいつたことをするのが効果であるという結論をもつて出ているものだと思ひるので、それを示してくださいというお話をしている」といふふうに記載されているところになるかと思ひます。

こちらの資料をご提出いただいたといふところでは、検討協議会の要約といふと

ころにはなっているかと思うんですけども、「市はそれを受けてどう考えて、民営化をしたのか」という、「民営化という目標に達したのか」というところについては、示されていないと思うので、こちらで口頭でご説明をいただけるのかなと思っていたので、すけれども、こちらはいかがでしょう。

○保育課長 検討協議会の意見・報告を受けて、さまざま内部で検討している経過がございます。内部で検討している経過がございます。

先ほど最初、冒頭のほうの会議録の中の質問の中で、本間さんのほうにお答えした中に、今後、市の方針、ビジョンのようなものを、お示するというふうにお答えさせていただきました。その中で、前回、細部さんにいただいた分については、お答えできるかなというふうに思っています。

○本間委員 さくら保育園の本間です。

今ご答弁いただいた内容ですと、今回は、この検討協議会の抜粋はつくってきたんですけども、前回の細部委員のご質問にあったところですね。ビジョンとかそういう、この検討協議会を受けて市がどう解釈したのかというところについては、今日の段階では、特段示すことは予定していないというようなことで、理解してよろしいのでしょうか。

○保育課長 はい。

○角田委員 けやきの角田です。

この資料150の市への指摘・要望事項についてなんですけれども、「今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見」として出されているものなんですけど、これ、実際の検討協議会の報告書を見ますと、私立に対する指摘も結構なされているんですけど、私立園の、私立園に対しての要望も含まれているんですけども、そういったところをカットして、さも公立保育園ができていないかのように、すごく半端な引用をたくさんされている箇所があるんですけども、これはどういう目的でつくられたのでしょうか。

○保育課長 別に、公立保育園が全くひどい施設でありますよということを示そうという意図で資料をつくっているわけではなく、公立保育園はすごく評価が高いというのは、運協のアンケートでも多くの方、9割以上の方の満足度がいつている話を伺っている中で、説明する者としては大変ありがたいお話をいただいているんですけども、そういう意図で出しているというんじゃないというのは、ちょっとご理解いただきたいと思います。

市に対する指摘や要望に対する事項を、機械的に拾っていったところなんです。なので、民間のことについては、特段意図して弾いたということじゃなく、市の、市に対

する意見ということで拾っていったのがこの資料、機械的に拾っていったものです。何か特定の意図をもってつくった資料ではありません。そこ誤解ないようにしていただければなと思います。

○角田委員　もう1点、けやきの角田です。

あと、要望で言えば、保育の質の向上に関する市への要望が記載されていないなと思ったんですけども、そういったものも意図的に感じるんですね。意見書本体の18ページとかを見ると、「また、子どもプランに基づく各事業の進捗状況も随時把握し、関係する会議体との連携しつつ、全体の保育の質的向上を図るための取り組みを充実させることを求めたい」という要望があったわけですが。

○石倉委員　わかたけの石倉です。

17ページの④のところから18ページにかけてですね。

○角田委員　そのとおりです。ありがとうございます。

○保育課長　17、18。

○石倉委員　17の公私立の保育施設に対して市のかかわり方のスタンスってやつですね。

○角田委員　「保育施設は公立、私立を問わず、子どもの最善の利益、また子どもが育つ権利を守るためにある。利用する保護者も同様の願いが欲しい。なおかつ、安心して子どもを産み育てることができるための支援を求めている。そのためには、公私立全ての保育施設の底上げ、つまり保育の質の向上は不可欠である」という、非常に重要なことも書いてある。

あと、この意見書全体で言えば、財政に対するアイデアとかもいろいろ書かれているんですけども、そういったものに対する検討はどうだったのかとか、全然こちらには示されていないので、一体この資料は何のために出されたんだろうというのが、正直なところでは。まとめ方が乱暴なんじゃないかなと。

○保育課長　ごめんなさい。機械的にやっているもので、こういった形でちょっと漏れが出てきているのかなと思います。ただ、先ほど申しましたように、特定の意図をもってつくったんじゃないということをご理解いただきたいなと思います。

○長澤委員　いいですか。小金井の長澤です。

先ほどから、職員団体との協議ということで、運営方式の見直しについては、公設民営から民設民営にしていくという見直しを協議中であるというふうにおっしゃっていて、その覚書が資料151になるかと思うんですけども、この覚書の中には、民設民営と

か公設民営という文言もなく、あと、職員についてもというか、任期付きの職員をばらかせていくとか、そういう文言も特にないんですけども、ない中でこの覚書は、大筋合意の覚書というふうにおっしゃってたんですけど、実際、具体的な民設民営とかの言葉がない中で、本当に職員の方は何を大筋合意しているのか。この以外に何か資料があるんですか。それで協議が進んでいるという、具体的に民設民営の協議をしますという資料があるんですか。ここからだけでは、ちょっとそれがわからないんですけど。

○保育課長 資料151、先ほど、説明の中でも「大筋合意」という言い方をさせていただきました。その中身としては、2項目めの運営方式見直しをすることについて、まず合意をしましょうという部分と、それから、なお書き以下の部分については、今後別途協議していきましょうという形で合意をしています。

なので、運営方式を見直しすることについては、一緒に協議していくことに合意をしていると。で、その内容等については、また細部について詰めていきましょう、といった内容の合意をしている状況ではあります。

○長澤委員 民設民営の話とかは、別に職員として、その方向でいきましょうという話になっているわけではないということなんですか。

○保育課長 そこでみんなで一致してやっていこうというふうには、なっていないというふうに思っています。

○長澤委員 ならないんですよね。そういう文言は別に。

○保育課長 運営方式見直すというのは合意したけども、その方法や時期やという部分については、また協議していくのかなというふうには思っています。

○長澤委員 例えばその職員の任期付きについても特に文言ないですけど、これだけ私たちが見ると、正規職員をとっていいんじゃないとか、職員について特に書いてないんで、正規とも、任期つきとも、任期なしとも。でも、それでも任期つきをとっていくという根拠は何かあるんですか。

○保育課長 今回29年4月に向けて任期付きの採用をするのは、28年中に職員団体のほうと29年4月の職員の補充については、任期付きということで合意をしています。なので、この12月26日の覚書よりも前のほうに、ですよ。

○石倉委員 わかたけ、石倉ですけど。

この151の覚書、日本語の問題があるのかもしれないんですが、公立保育園の、2のところですね。項番2のところ、「公立保育園の運営方式を見直すこととする」、あ

と、なお書きがあるんですが、運営方式に、これ見直す、見直した上でなのか、見直すことを協議するのか、見直すこと以外を協議する、別途協議する。運営方式などについては別途協議するって言っているんで、じゃあ、一体今の公設公営という運営のあり方は見直しましょう。見直すことをどう見直すかをこれから協議していきましょうというところで、合意したという理解で合ってますか。

○保育課長 この、なお書きの……。

○石倉委員 いや、見直すって、見直すというのは、今のあり方が本当にいいかどうかもう一回検証しましょうねという日本語かと、僕は捉えるんですけど。そこがどうなのかなんて思っていて。それを、その見直し、じゃあ、今のあり方がそもそもいいのかをちゃんと協議しましょうねということを合意したという文章に見えるんですが、その理解で合ってますかという質問なんです。

○保育課長 運営方式の見直しについては、先ほどお話をしたように、職員団体のほうと8回協議をして、見直すことでは合意をしています。その見直しというのは、例えば委託であったり、指定管理であったり、あるいは民設民営、民間移譲という方式であったりというのを、我々は考えています。

○石倉委員 わかたけ、石倉です。

 ということは、見直すことを、職員組合とどう、結論はどうなるかわからないし、何か前提のものがありきじゃないけど、今の枠組みが、今後、将来、未来の小金井の保育園にとってどうあるべきか、どうなのかということを、これから職員組合と協議をしていきたいと思いますということを合意したという文章で、合っています。

 方式の見直しが、今、鈴木課長がおっしゃったみたいに、いろんな形があると思うんです、世の中の保育というのは。そこも含めて総合的に、これから協議していきましょうという、そのスタートに立った。その土俵に、お互い議論の土俵に上がったという文章で合っていますか、これは。

 なぜかという、行政のほうのスケジュールが云々という話がある中で、この覚書は、協議しましょうとか、見直しましょうとなっているんで、結局、何がスタートなのかがいまいちわからないんですけど。

 なので、お聞きしたいのは、その見直しということを、どうやって見直ししていきますか、何やっていきますか、ということをこれからちゃんと議論をしましょうねという、覚書だということですか。ちょっと日本語が伝わってなければ、私なんかこれを覚書と

言いがたいんですが。

○萩原委員 すみません。くりのみの萩原です。

そこは、多分私もちょっとこの日本語がいろいろな見方を生んでいるんじゃないかなと思うんですけども。ある人が見れば、運営方式を見直すことを合意したというのは、1園なり2園なりが民間に委託されたり、移譲されたりすることを言っているというふうに理解することもできるし、見直すという日本語になっているので、運営方式が今正しいかどうかというのを、まずチェックしましょうと。そこが、今は5園公設公営でいいのかどうかということを、まずお互いにもう一度見ましょう、というところで合意したということなのかということなんですけど。

このなお書き以降を見ると、具体的なスケジュールは示されていないものの、園数にまで言及されているので、何がしかの方法とか時期というのは合意していないが、1園なり2園なりは運営方式が変わるということで合意されたのかということも見る事ができるし、どっちなんですかねということであったんですか。あつてます。すみません。

○河野委員長 行政として、基本方針案をお示しをして、運営方式を見直していく、委託から民設民営を予定して基本方針案として示して協議をしているところではあります。

厳しい財政状況を踏まえ、待機児童の解消、やはり、ただ待機児童の解消には、まだ29年4月はなかなか難しい状況で、新設園もかなり設置をしているところではございますけれども、29年度中にも開設を予定して、急遽進めているのはありますけれども、なかなか厳しい状況です。その課題も解決していくために、運営方式自体の見直しをするということで、この覚書が交わされたと考えております。

また、なお書きにあるように、公立園の役割、拠点として果たしていくものということで、どういう運営方式が一番望ましいのか、また地域性や施設状況も踏まえて、対象となる園の数、移行時期について、今後協議を重ねていきたいというのが、この趣旨であります。

○萩原委員 くりのみ、萩原です。

じゃあ、職員組合とも、何園か運営方式を、時期はわからないが変わっていくことで、職員組合も合意しているということなんでしょうか。

○河野委員長 で、この表現で整えて、覚書が交わされたものと考えています。

○本間委員 さくら保育園の本間です。

今、部長のお話の最後のほうで、運営方針の見直しというのは、公立の枠組みを維維

持したままコスト削減をしていくとかそういう努力をするのではなくって、運営方式を見直すというのだから、公立ではなくて、ほかの委託であったり民設民営であったりというところを検討していくことに合意したんだと、というような内容であったかと思えます。

一方で、組合の複数のほうの人間から聞くと、これは運営方式の見直しというのは、あくまで公立、結論はまずありきではなくって、見直して検証していきましょうという意味であって、公立のままというような結論も十分あり得るんだろうなというようなことで合意したというようなことも、聞いております。

もしも、それが本当だとすると、この合意という覚書の一番核心の部分で、双方の意思が異なるということになると思っていますので、その他とすると、もはや大筋合意とは言えないんじゃないかなと思うのですけれども、もう一度、そちらの方は、まず理解をどうしていいのかということについて、お伺いをさせていただきたいと思えます。

○河野委員長　　なかなかこの文章表現上で読み取るというのは、幾つかの読み取り方があるのかもしれませんが、行政側としては、基本方針案をお示しめして、見直していくことを覚書として締結させていただいているというスタンスになります。

直営園の役割等も今後協議をしていって、その中で移行していく園数でありますとか、時期でありますとか、諸手続でありますとかを協議してまいりたいと考えているものはあります。

○本間委員　　たびたびすみません。さくら保育園の本間です。

今ご答弁いただいた内容は、そうだとすると、少なくとも市としては、こちらの覚書で合意したのは、公立ではなくて、ほかの運営形態にするよというようなところで合意したというふうに認識している、というような理解であってますでしょうか。

○河野委員長　　はい、基本方針を示した上でということですので。ただ、組合側と申すのでしょうか、そちらのほうのお考えとしては、ある種、この協議を重ねる中で、5園維持というのを選択肢の中に考えがあるのかもしれませんが、行政としては、運営方式を見直していくというスタンスの中で、種々の協議を重ねていくというような考えになります。

○本間委員　　重ねてのご質問で大変申しわけないのですが、今お話をされた内容ですと、ちょっとイエスなのかノーなのかがよくわからなかったところがあるので、もう一度お伺いさせていただくのですが、運営方式の見直しというのは、公立のままという、

この選択肢は含まないという理解で合っているかどうかというのを、イエスカノーでお伺いをしたいと思います。

○河野委員長 何人かの方から、そういう公立園の維持という話も伺っていらっしゃるということなんですけれども、確かに協議の中でそういうお考えをお持ちで、そういう意見が出てくる場面もあろうかとは思いますが。

ただ、前提として8回の協議を経て、見直すこととすると、この運営方式等も含めて別途協議となっておりますので、行政側の考えとしては、今後、運営方式を見直す手法ないし園数、スケジュールについての協議を重ねていくという考えです。

○本間委員 イエス、ノーでお答えをいただけないので、ちょっとわからないんですけれども。

市としては、もう公立というのは、5園維持ということは念頭にはないという理解で、ある程度感じているところなんですけれども、それで合っておりますでしょうか。

○河野委員長 絶えず行革から、運営手法の見直しというのをかなり言っております、ここの民生費、保育事業の予算カットを見ましても、かなり厳しい状況でもあります。また、さまざまなニーズをいただいているところで、また就業形態も多様化している中で、どのような保育の要素を継続していけるか。現状の状況で、現状の体制のまま新たなニーズというのを対応していくのは、非常に難しい状況でございます。

したがって、基本方針として示して、今回、覚書として、大きな大綱的な合意でございますけれども、覚書として結ばせていただいているということになりますので、こちらとしては、前提として運営手法の見直しを前提に協議をしていくというところになります。

○杉山委員 すいません、わかたけの杉山です。

すごく微妙な文章で、微妙な言い回しに私もなるかと思うんですが、こういうことで交わしはしたんですけれども、この、2番の「公立保育園の運営方式の見直しをすることとする」の、運営方式の中身としては、民設民営とか移譲とかいろいろ、もあるけれども、今まで公立保育園で大事にしてきた保育の中身とかも、きちんと確認をしていき、確認をしてそれでもというか、しかしながら5園でなくてもやれるんだという根拠というか、資料というかを出してきて、改めて、じゃあ私たちが5園ではなくてもやれるのかなというような、そうつれて、改めてそれだけで協議をしていくというところでの、ぎりぎりの合意の文章であるというふうに思っていたらなというふうに思います。

あとは、さっきの任期付きの正規職員や任期の職員採用で、合意を10月ぐらいにし

ていますというところも、その前には、やはり正規を私たちは要求していたけれども、これ言っちゃいけない、正規を要求しながらもなかなかそれは通らなかったというの、あることはあります。

○石倉委員 わかたけ、石倉です。

今の杉山園長のお話を、多分すごくセンシブルなところだと思っていて、なんですけど。すみません、園長の話が全然、多分この辺はみんな理解できてないんです、はっきり言えば。

ただ、今の教職員組合との話で言うと、ごめんなさい、職員組合ね、職員組合の話をすると、じゃあ、ちゃんと運営方式を見直すというところ、どういう形になるかわからないけど、いろんな世の中、さっきも繰り返し申し上げて、課長もおっしゃったみたいに、いろんな方式があると思っていて、じゃあ、そこでもう一個は検討協議会の話の中で、公立がはらった役割とか、今できていることと違ってあると思うんで、そこも総合的に勘案しながら、ちゃんとした資料が、ちゃんとした上に出てきて、ちゃんとした説明があって、職員組合の方が皆さん納得した段階、納得して初めてということですよ。そこは、ちゃんと丁寧な議論をずっとこれからも繰り返していくということですよ。

○河野委員長 ですよ。

○石倉委員 ですよ。なので、そこが、逆に言うと、職員組合のほうで、皆さんのほうでちゃんと丁寧な議論を繰り返されて納得をされない限り、この協議は基本的には続くよという認識であってますよね。

○河野委員長 このなお書きのところに、今石倉さんがおっしゃったところを表現されているかなとは思いますが、杉山園長が言っている、現行の保育内容の維持・継承の部分であるとかというのがありますので、そこら辺も合わせて丁寧に協議を進めていくという考えではあります。

○石倉委員 そうすると、冒頭でおっしゃったみたいに、結局、我々意見書をお出しさせていただいた中で、とはいえ、課長のほうかな、職員組合と並行して、我々のほうにはなかなか難しい、こちらのほうの合意が先だという話があったんですが、今の話をすると、結局、保護者のほうに対するそういったフィードバックというか、じゃあ説明って、どのタイミングでどうなるのかが、逆にわからなくて、ずっとそちらのほうで丁寧な議論が繰り返されて、職員組合とはこういう方式になりました、こういうふうになりましたという段階で、じゃあ父母の方はどうですかというタイミングになるのか。

ここから先、パラレルで動いて行くのかというと、その辺のスケジュール感のイメージが全く逆にわかなくなっちゃったんですけど、その辺はどういうイメージで考える。我々とも協議、協議の場は今のところ運協と思っているんですが、そのスタートの場というのは、実際どの辺になるというイメージを持っているわけですか。

我々とする、一旦覚書があったんだから、そこはパラレルで進めてくれという話であれば、同じものを同時に協議をさせていただけるものなのか。協議の場であればそうでしょう。そこら辺がいろんな考え方はあると思うんですけど。

ただ、そこも含めて、全て運営、この2番のところの別途協議の段階がつかないと、こちらのほうに落ちてこないのかというと、どっちなのかなというのが、正直わからないんですが。

○河野委員長 先ほど課長のほうからも話があったかと思うんですけど、保護者の皆さんにも明確な事情もというのはあるかと思いますが、まだ組織として、で、保育事業としてどうやっていくのかというのを、現場であります保育所の方々と協議をしている段階で、ある一定程度お示しできるところの方向性がまとまりましたら、ご説明をさせていただいて、ご意見等をいろいろいただいて、反映できるものについては反映させていただきたいというところですので、それは、先ほどの説明と同じかなと思います。

○石倉委員 わかたけ、石倉です。

今のお話で言うと、申しありません、私の認識が間違っていたら指摘いただきたいんですけど、ある程度これから先、職員組合の方と協議をされた上で、何となく方向性が出た段階でこちらのほうにという認識ですか。

だとすると、こういう言い方が日本語合っているかわかりませんが、雇用者と被雇用者みたいなところの話があって、サービスを受ける側の人間は、後からこうなりましたと、我々こうなるんでよろしくねみたいな世界に聞こえるんですけど。

つまり、なぜかという、別にサービスを受ける人間、サービスって言い方も失礼かもしれませんが、受ける人間、我々側の思いとかいろんなこともある中で、その意見がない。どうやって吸い上げるか、吸い上げていただけるかもわからない中で、こうです、ああですという議論は、何かすごく違和感があって、じゃあ、保護者はこう考えていますよとか。例えば資料のもう一個あるアンケートの話も含めてだし、検討協議会の結果も含めてだし、そういったものがあって、その場にいろんな話があって、初めて議論が成り立つのかなと思うんですけど、そういう認識であってます、進め方って。

○河野委員長 何度となく、この何が先か、並行がいいのか、じゃあ労使協議をしている資料だと保護者向けじゃないから難しいとかというのが、複数回ちょっと継続してお話が出てきているかなと思うんですけども、やはり市のある一定程度の考えがお示しできない中でというのも、なかなかご意見を賜りにくい場面もありますので。

それは勤務条件だけに関するのではなくて、それこそ公立園の保育内容の維持・継承でありますとか、サービスを広げていく部分でありますとか、そういうのも子育ての支援の部門の拡充でありますとか、民間園の連携でありますとか、この辺も話し合った上で、こういう展開をしていきたい、市の方向としてはこう考えているけれども、ご意見はどうかという伺い方になろうかなと思いますので。

今までは、アンケートだったり、いろいろなニーズを伺っているところでもありますので、それらも参考にしながら、保育士の方々は直接的にニーズを聞いていらっしゃる部分もあるので、つくり込んでいった上でお示しをして、説明をさせていただくというのが、適当であると考えるところではあります。

その中でいただいたご意見について、ただ、いただいただけというようなことで、スタンスではございませんので、さまざまな保護者の全体説明会のことは考える必要もありますし、パブリック・コメント等でご意見を伺う場面もありますし、というところで考えてはいる状況ではあります。

○石倉委員 いいですか。わかたけ、石倉です。

たびたび、こういう話をずっと繰り返してきた気がするんですが、一旦この覚書は、スタートなのかなと思っているんですよ。つまり、どうする、ああするという話があった中で、この覚書で協議をしましょうというスタートになったと思うんですけど。

という中では、我々って何だったのか、何でしたっけみたいな。うまく言えないな。我々、じゃあここで次以降どうするのみたいな。うまく言えない。

○角田委員 けやきの角田です。

今、いろいろとお話を伺っていると、既に市としては、32年に委託、34年に移譲という方針を持っていると。ただ、職員組合との、今回の合意内容に関しては職員組合側は、公立保育園の運営方式を見直していくということに当たって、実際に5園でしかできないのか、それともそうじゃないのかということを検討するというテーブルに着いたというお話がありました。

でも、一方、市側としては、その基本方針に対しての合意に近いようなご答弁をされ

ていて、その中で、これから少なくとも職員組合とは、公立保育園で行ってきたことが、ほかの運営方式で可能なのか、さまざまな運営方式で検討するという位置づけのはずなので、同時に、我々利用者としたら、実際に何かあったときに被害を受けるのは子どもの話で、実際にきちんと民営化をしなかった自治体では、けがが多発したりであるとか、さまざまな影響が出ているのはもう現実としてあって、そういう重要な話であるからこそ、我々保護者も含めて、公立保育園の運営方式の見直しをするのであれば、どのような運営方式が適当かはまでは言いませんけど、あるのかということ、今の保育の内容や質に対しても十分に検討していく必要があって、そのテーブルにも我々は着くべきだと思いますし、それを否定するような覚書は交わしておりませんので。

何か、職員組合とのもう一步進んだ、はっきりとした何園を委託しますみたいな合意が決まる、決まってからじゃなくて、もう早速やれることであるにもかかわらず、なぜそれを、ある程度固まってからお示しという形で、先送りにするのが理解できないんですが、そのあたりどうお考えなのでしょうか。

○保育課長 先ほど来お話をしているように、職員団体のほうとまだ合意し切れてないものがいっぱいあるんですね。何園とか、例えば運営する法人について、どういう点を引き継いでいくとか、あるいは保育内容をどういうふうに維持していくかとかというのは、今後の職員団体との協議の内容になるわけです。

で、それを職員団体と協議と並行あるいは先行して、運協のほうには、ちょっと我々出しにくいというのは、ご理解いただきたいと思いますね。

○角田委員 今、鈴木課長がおっしゃる内容も、もう既に民営化ありきになってしまっていて、それ以外の選択肢が排除されてしまっているんですけど、その辺も既にこの覚書で、少なくとも職員団体の方々が認めた内容とはかなりずれてしまっているんですけど、これをどう求めていかれるおつもりなのでしょうか。

○石倉委員 この覚書の内容から、突然、これどの法人について出てくること自体が。

○角田委員 異常だと思うんですね。

○石倉委員 ちょっと異常だと思うんですね。

○保育課長 協議する内容として、今後、市のほうとして当然しております。どの法人というのは、例えば社会福祉法人であったり、株式会社であったり。

○角田委員 それ委託じゃないですか。

○石倉委員 やっぱ委託ですよ。運営方式をも含めて見直すと言っているのに。

○保育課長 協議する内容の中に、そういう運営する法人についても、今後していく必要があるというのは当然我々は考えていますから、協議内容として出てくるというふうには思っています。

○石倉委員 すいません。わかたけ、石倉です。

それ、細かい木の話をしてもしようがないんですけど、それって、結局、民間委託ありき、民設民営ありき、じゃあどうい法人がいいですかみたい世界に、もうすごい飛躍して、すごいジャンプしているじゃないですか。だって、この覚書はそこまで見えませんよね。そこも含めて、さっき杉山園長がおっしゃったみたいなどの感覚というのは、僕もそこは理解できるんです。いろんな思いが多分あられるでしょうけど。その中で、片や、こちら側と交渉している側の人間が、突然ここで法人だとか言われちゃうと、そもそも、ずれずれだよなという気はすごいです。

言葉尻の話を捉えているようで申しわけないんですが、ちょっとそこのご回答は納得できないんですけど、多分我々からすると、今、「えっ！」という感覚です、正直。そこはわかっていたきたい。この文章からそこまで全然読み取れない。何だ、そういう前提があり進むんじゃないのしか見えないので。だったら、別途協議って何だっけみたいな世界ですね。

○角田委員 けやきの角田です。

なので、石倉さんの話もありましたが、この覚書の内容一つとっても、実際いろいろな話をされた上で、お互いの、恐らくスタンスはわかった上で合意に至っていると思うんですけども、既にこの文章をひとり歩きさせて、もう合意を得ましたというふうに、民営化ありきで進めてしまっている実態が、今の我々に対する説明でもうはっきり見えてしまっていると。そんな状況がある中で、ちょっと我々に対してどういう協議をしていくかというのも、正直、今の段階では見えない状況で、非常に不安がありますね。

なので、その点を含めて、市として、あくまでも運営方式の見直しなんだから、市側の方針を持つに当たっても、さまざまな資料をつくって検討してきたはずなんだから、それを示せば済む話であるのに、これ、毎回出てますけど、なのにそれができないのは、つくっていないのか、出したくないか、どっちかだと思うんですよ。そのあたりどうなのかについても、非常に気になります。

○河野委員長 この覚書をどう読むのかということになってしまっていますけれども、やはり、待機児童の解消、また多様な保育ニーズの充足、地域の子育て支援を今後一層推進するこ

とを目的にしているんですね。これからは、なお書きのところもごらんいただきたい部分ではあるんですけども、現在の公立保育園の維持・継承、そして行政機関として担っていく役割、あくまでも公務員で全体の奉仕者であるので、そこを自覚した上での行政機関としての役割や地域子育て支援拠点としての役割、小金井市域の全体の子育て支援、また保育園だけを利用していらっしゃる就学前児童の方ばかりでもないし、さまざまなご家庭の保護とか、というのも拡充していく必要もありますので、そこら辺をどういった形で拡充ができるのか、どういう体制をとっていけるのかというのも、丁寧に協議した上で、その運営方式を入れ、実際公立園として残る園という考え方もあるかと思えますけれども、そこら辺も含めて協議をしていくというものですので、一足飛びに、そういう協議を欠落して、じゃあ何園やるんだという考えでは、こちらはございませんので、保育行政をどう担っていくのというのを、実際担っていただいている職員の方々と協議して、大きな方向性を考えた上で、実際にどのような計画になるのかというのをまとめていきたいという考えです。

それをお示しして、さまざまなご意見をいただければというところですが。何もない中で、ちょっとこういうお話になってしまって、大変ちょっと恐縮ではあるんですけども、現時点ではそういう状況であります。

○角田委員 けやきの角田ですが。

今は何もないというふうにおっしゃったんですが、何もないわけではなく、もう既に基本的な方針案の中で、具体的なスケジュールを伴って出してきたのがあるので、少なくともそこに対して何も考えずに思いつきで言ったわけではないと思いますから、それを示した上で、きちんとした資料を出していくということは、当然できると思うんですけど、なぜそれができないのかというのが、ここ何回もこちらから申し上げた疑問の一つです。

あと、公立園として運営ができない理由として、待機児童も挙げられてますけど、これもちょっと不思議なところがありまして、待機児童を解消したい、で、園一つ持てる事業者がいたとします。その人に委ねる形で公立保育園を渡してしまったら、その人たちの体力はなくなるわけですから、意味がないと思うんですけど。

逆に、民間事業者がいるのであれば、初めから民設民営なりで、新しい保育関係をつくったら、今の定員は確実にプラスになるわけで、そうじゃなくて、何で今ある定員にかぶせる形で事業者を使うのかというのも、意味がわからないところなんですけど。

○保育課長 待機児解消については、民間活力を導入していこうというふうには、基本的には思っています。今回29年4月は、公立保育園でも定員拡充という形で行いますが、施設上の問題等が、一定数以上はふやせない。ただし、もう定員の拡充レベルで解消できるような待機児の状況ではないというふうに、担当としては認識していますので、今もおっしゃったように、民設民営の施設をどんどん今後建てていく必要があるというふうに思っています。

民設民営の施設を建てていく上で、やはり財政負担が非常に大きいということがありますので、ここでもお話をしましたけども、公立保育園であれば、全て一般財源で保育所の運営をしておりますが、民設民営になれば運営費の歳入が見込めると、そういうのをやはり行政として活用していきたいというのが、当局側の考えとしてあります。

○角田委員 後半の話と話がつながっていないように思いますね。結局、公立保育園を公立園に出すことは、補助金が入るからしたいんだというふうにしか聞こえないんですけど、実際この判断というのは、利用者にとって非常に大きい話で、すごくリスクの高い話であると思うんですね。

なので、だからこそ本当にその選択が正しいのか、意味があることなのかって、全然もうこれまでどこの話にも出てきていない保育の質に関しても、きちんとわかる形で整理して行って、それが本当に、法人倫理継承という形では言われていますけど、そうじゃなくて、本当にそうしなくてはならないのかという面で、きちんと時間をかけて話し合いをしていくべきなのに、なぜそれをせずに、このような結論ありきの話にしてしまっているのかが、やはりわからず、それがあからこそ、我々は意見書で、十分な期間と資料の提示を求めていわけなんですよ。

なので、その話に関しては、何園委託とかそういうことを職員団体に飲ませてからとか、そういう話ではなくて、もう早速始めていくべき課題だと私は思っています、お示しするって切るタイミングとか、そういうところにはもうあると思うんですけど。

逆に、今違うと思う理由というの、どうなんですかね。職員が「うん」と言ってないから以外に何かあるんですかね。

○保育課長 協議中というところもありますので、こちらについては、今後、職員団体に示しながら協議をしていくという予定になっておりますので、鶏が先か卵が先かという話に近い形にもなってしまいますけれども、職員団体のほうの協議が前段としてあるというふうに考えています。

○河野委員長 白熱したご議論いただいているところで申しわけないんですけど、ちょっと時間のほうが、終了時刻になっているんですが、まだ議題のほうが残っておりますので、ちょっとそちらのほうを進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○角田委員 よろしくないと思うんですけど。

○河野委員長 申しわけありません。次の議題のほうに入らせていただきます。

(3)になります。公立保育園の運営に関するアンケートのほうの議題に移らせていただきます。

アンケートは、前回の運営協議会で議題としておりますけれども、自由記述の部分については、同じ内容の記述や重なる記述がかなり多くなっております。ですので、概要版のほうを作成する際に、この自由記述全てをお伝えするというのではなくて、一定まとまった形で、概要版ですのまとめた形でお示したほうがいいかなと考えておりますけれども、それについて何かご意見を頂戴できればと思います。

○石倉委員 はい、わかたけ、石倉です。

当然ダイジェスト版は、要旨を見ていただきましたので、僕はあってしかるべきだと思うんですけど、両方欲しいです、やっぱり。ダイジェスト版は、それでいただければいいと思うんですけど、やっぱりオフィシャル版というのがあって、両方ないとそこは成立しないかなと思います。内容は幾ら重複しているかといったって、書いている人は違うわけですし、感じている思いも多分違って、字面だけでは判断できない部分もいっぱいあると思うんで、ダイジェストをつくることは、僕は構わないと思うんですが。繰り返しですけど、両方ないと成立しないかなと。

○保育課長 それはそのとおりですよ、そういう扱いです。

○河野委員長 じゃあ、概要版でちょっとまとめた形のもと、全て載っている形ということで、2パターンを作成ということで、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないようですので、そのような形で対応させていただきたいと思えます。

続きまして、(4)の当面の課題についてを議題にいたします。

○保育課長 ちょっとごめんなさい。本来であれば、自由記述のところを、この場でどれを載せようみたいな、一々全部やっていくべきなんでしょうけれども、なかなかそういう時間もないし、見ていくのも大変なので、宿題にさせていただいて、各委員の皆さんに自由記述欄をもう一回お送りします。ぜひこれはみたいなのがあったら、印か何かをつけてい

ただいで戻していただくような形で、それをうちに戻ってきたものをもって、東海林委員長とうちのほうでちょっと調整をさせていただくような、また別途、お出しして確認をとっていきたいという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○河野委員長 それはダイジェスト版をつくるに当たってという形ですよ。

○保育課長 そうです。

○河野委員長 はい、わかりました。

○保育課長 なので、緊急に、自由記述を全て一式を送りますので、ぜひ、これとわかるように印をつけていただければそれを載せて、重なるものは、内容が変わらないぐらいの範囲でちょっと修正等をさせていただいて、お示ししたいというふうに思います。

○河野委員長 期限はどうしますか。

○保育課長 2月の、来週早々送らせていただいて、2月10日くらいまでにお願ひできればと思います。各委員さんには直接送ります。データがよろしい方は、保育課のほうにメールをいただければ、データでお送りすることも可能です。

○萩原委員 すみません。くりのみ、萩原です。

ちょっと時間が押している中、申しわけないです。欠席の東海林委員の方からちょっと、アンケートに関して委託されてきたものがあるんで、ここでちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、公立保育園の全体的な満足度の高さについては、改めて市側に重く受けとめてもらいたいと思います。特に、安易に運営方式を変えるなどして、結果として保育の質や保護者側の満足度が下がるようなことがあれば、それは小金井市の責任にほかならないことを、いまいちど認識していただきたい。という内容です。

ここからは、アンケートの内容の確認になるんですけども、アンケートのP8のさくら保育園の1番目に、外への散歩について、正規職員の人数がそろわないと出かけられないという返答があった旨の記載がありますが、事実として、こういう状況があるかどうかということ。ここ数年の採用状況との関連性はあるのかということ、確認させていただきたいと思っています。

かつ、保育園側が理想とする散歩の回数は、現状各園で行われているのかどうかというのを、ちょっと確認させてもらいたいと思います。

12ページのくりのみの1番目に、4人の担任の先生のうち二人が非常勤、そのうち二人がかわったとの記載がありますが、これも何か事実かどうかということ。採用状況

との関連性があるのかというのを確認させてください。

こちら、次にP13の小金井保育園の2番目なんですけども、さくら組の担任が欠けていますという記載がありますが、事実かどうかというのと、採用状況との関連性があるかどうか。

次にP30のくりのみの1番目ですが、送りやお迎え時の非常勤の保育士の方を通じて、日中の保育士の方と意思をとるのが難しいという件が散見されますが、園側としてどう認識しているのかというのと、採用状況との関連はあるのかというのを確認させて欲しいです。

○保育課長 お答えあります。

○福野委員 さくら保育園の正規職員の人数がそろわないというところでは、さくら保育園では正規職員と非常勤とか、正規職員と臨職というペアでは散歩に行かないことにしています。

○萩原委員 では、この自由記述の中身は事実として、散歩の回数は減っているということですか。

○福野委員 そうです。

○小方委員 小金井、いいですか。小金井の小方です。

さくら組の担任、正規職員が休職中でして、その分を臨時職員が補充されていますので、欠けてはいません。

○萩原委員 では、事実ではない……。

○河野委員長 くりのみ。

○前島委員 すみません。一つ目の、非常勤さんは二人でということは、ここ何年同じクラスにいないので、多分勘違いされていて、非常勤さんはずっと、途中で変わることは今までなかったです。臨時職員さんは、加配についていただいている臨時職員さんが途中で退職されることはあり、非常勤さんが2回変わられたということはありません。

もう一つの、パートさんとの連携はというところでは、パートさんの話し合いを持ったり時間内に学習会を持ったり、あと引き継ぎのところでノートでやりとりをしたりしているんです。夕方の方と朝の方が会えなかったりするので、その引き継ぎはしているんですが、何度かちょっと勘違いだったり伝え方が、うまく保護者の方に伝えられなかったというケースがあるので、多分このケースを、連携ができていないという記述になっているのかなと思います。

職員が書いたノートで伝えて、で、パートさんにも伝えているんですけども、ノートを読んで、職員は理解していただきかけたんですが、そのノートの内容を、伝えた

パートさんがお母様にも伝えて、そのこのノートとの食い違いがあったことがあったんですね。なので、それはパートさんの勘違いで伝えてしまったことがありました。

ちょっと具体的に言われても余りよく見えてないと思うので。そのパートさんが職員から聞いたことを、勘違いしてしまって、お母様に伝えてしまって、そこが、お母様は、職員とパートさんが、あれ違うことを言われしまったと思ったケースがありました。私のほうには、そのケースの連携ができていないというのは1回ご指摘あったので、そこかなと思います。

○萩原委員　　くりのみ、萩原なんですが。

私も結構、お迎えのときには、幼児クラスになると、もうタンになっちゃうじゃないですか。あのマルタンになってしまって日中の様子がわからない中で、熱でお迎えに行ったりして、あっ、ちょっと日中の様子がわからないんですって言われると、もう何か、結構、割と夕方パートさんに聞いても仕方ないんだなと思っちゃっているところがあったんですけど。

○前島委員　　ここは、本当は、夕方のパートさんから遅番のパートさんにつなげて、遅番のパートさんから延長番のパートさんから漏れるケースがありました。そこはパートさんがいらっしゃる中で、きちんと引き継いだところは、紙に残して伝えていくというのはの徹底し必ずするようにと考えています。特にお熱とか体調管理のところでは、けがとか、例えばぶつかってこぶできちゃったとかそういうことの、なるべく担当が残ってお話をするようにするんですけども、担当が午後出張で行かなきゃいけない場合とか、そういう場合にはきちんと連絡をしています。あと、保健師とか私とかに伝えるようには心がけていますが、そのパートさんから、遅番から延長番の、その引き継ぎが、なるべく正規に伝えて、正規から伝えるようにしています。呼んでもらっているんですが、そこはちょっと漏れたケースかなとは思いますが。

○萩原委員　　はい、わかりました。

○前島委員　　くりのみは、散歩は例年どおり今行けている状況です。

○河野委員長　アンケートについては、皆さん、よろしいでしょうか。

じゃあ、続きまして、(4)の当面の課題についてに入りたいと思います。

資料のほうが出ておりますので、資料153について説明をお願いします。

○保育政策担当課長　保育政策担当課長です。

それでは、資料153についてご説明をさせていただきます。

本資料は、本年12月15日現在の臨時職員等の募集配置状況等をお示ししたものでございます。

これまでもご説明をしておりましたが、本来臨時職員の週当たりの雇用時間は、基本的には週5日で7時間30分の37時間30分になりますけれども、これに満たない状況についてお示しをしております。

また、項番2では、臨時職員以外の欠員状況についてお示ししたものでございます。

今回、臨時職員以外の欠員は、非常勤嘱託職員のうち、11時間保育等非常勤嘱託職員、いわゆる特例パートのみ生じており、それ以外での欠員はございません。

なお、1月15日現在の状況につきましては、恐れ入りますが、次回の協議会時に提出させていただきたいと思っております。

詳細は資料のとおりとなりますが、引き続き適正な職員の配置を、職員課と調整して対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○河野委員長 この資料につきまして、何かご質疑、ございませんでしょうか。

○石倉委員 すいません。わかたけ、石倉です。

募集人数が増えていると思うんですが、結果は結果として、この間に、例えば応募があったんだけど、合わなかったのかとか、そういうのってのはわかりますか。つまり、何もリアクションがなくて、1カ月ただ過ぎましたのか、市のほうにはあったんだけど、ニーズというか、向こうの要件と合わなかったみたいところは、ちょっと欲しいです。

○保育政策担当課長 保育政策担当課長です。

まず、2番の非常勤について、ご説明をさせていただきます。

非常勤嘱託職員につきましては、基本、採用試験が原則となっておりますので、こちらについては、1名分足りない部分について応募をかけております。その中で、採用試験が、実際応募がございまして、1月1日のところでは一人、実は入っています。その前段の12月及び11月の部分につきましては、採用に至った方はいらっしゃいました。ただ、決まった、余り詳しくは言えないんですけども、決まった後にご辞退をされたというケースが生じているのは、事実でございます。

それから、臨時職員さんにつきましては、これは採用試験ではなく登録制でございますので、登録があつて条件が合えば、随時、配置しているところではございますけれども、この間の中で、追加、新たな臨時職員の登録をされた方はいらっしゃらなかったと

というのが、現状でございます。

○河野委員長　ほかに、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、(4)の当面の課題については終了して、(5)次回の日程の確認をしたいと思
います。

前回までは、3月11日、土曜日、3時ごろからということで、お話をさせていただ
いていたかなと思いますが、皆さんご都合はいかがでいらっしゃいますか。よろしいで
すか。

それでは、決定させていただきます。

次回の日程につきましては、3月11日、土曜日の午後3時半からと決定いたします。
場所につきましては、追って、またご通知を差し上げますのでよろしくお願いいたしま
す。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。皆さん、大変お疲れさまでした。あり
がとうございます。

閉　　会